

共有船の船舶使用料に関する基準利率について

鉄道・運輸機構(JR TT)は、令和4年4月1日付けで、下記のとおり船舶使用料の基準利率を改定することになりましたので、お知らせいたします。

なお、建造する船舶の政策要件、上乗せ要件および信用リスクに応じて、一定の率が増減されます。詳しくはお問い合わせください。

記

	〔固 定 型〕		〔5年毎見直し型〕	
	[3月1日付]	[改定後]	[3月1日付]	[改定後]
○ 9年以内	年1.53%	<u>年1.65%</u>	年1.49%	<u>年1.50%</u>
○ 9年超10年以内	年1.65%	年1.65%	年1.49%	<u>年1.50%</u>
○ 10年超11年以内	年1.65%	年1.65%	年1.49%	<u>年1.50%</u>
○ 11年超12年以内	年1.65%	年1.65%	年1.49%	<u>年1.50%</u>
○ 12年超13年以内	年1.65%	<u>年1.75%</u>	年1.49%	<u>年1.50%</u>
○ 13年超14年以内	年1.75%	年1.75%	年1.49%	<u>年1.50%</u>
○ 14年超15年以内	年1.75%	年1.75%	年1.49%	<u>年1.50%</u>
○ 15年超16年以内	年1.75%	<u>年1.85%</u>	年1.49%	<u>年1.50%</u>
○ 16年超17年以内	年1.85%	年1.85%	年1.49%	<u>年1.50%</u>
○ 17年超18年以内	年1.85%	年1.85%	年1.49%	<u>年1.50%</u>

- ・ 下線は、前回から改定となった基準利率です。
- ・ 利率は、経済状況によって変動いたします。
- ・ 固定型と5年毎見直し型の選択制のほかに、固定型と5年毎見直し型を任意の比率で組み合わせる事ができる併用制を導入しております。

<本件に関するお問合せ先>

共有船舶企画管理部 企画課

TEL 045-222-9129 FAX 045-222-9150